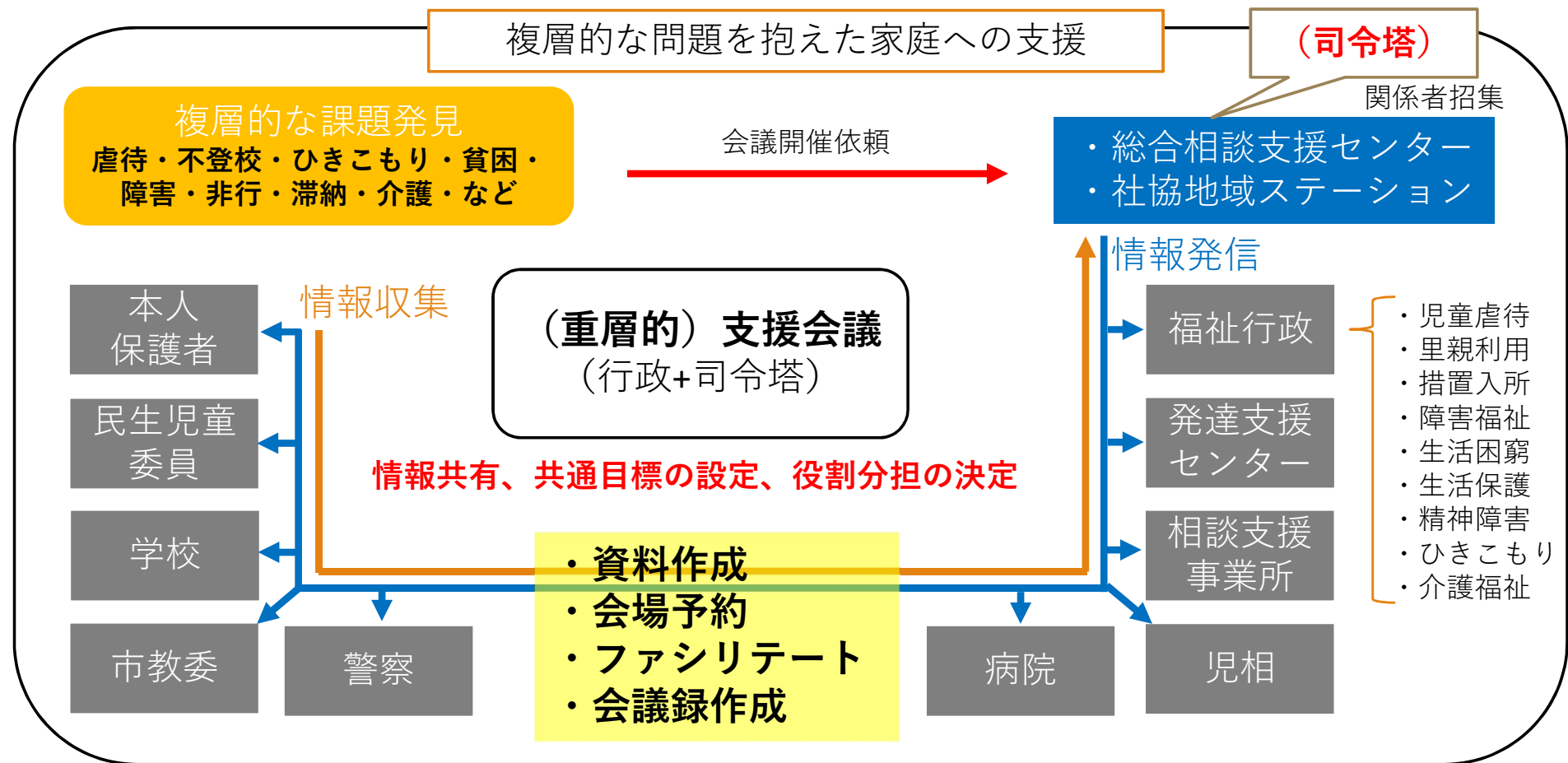




【社会福祉法抜粋】（支援会議）

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「**支援会議**」という。）を組織することができる。

- 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために**必要な情報の交換を行う**とともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は**情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる**。
- 支援関係機関等は**、前項の規定による求めがあつた場合には、これに**協力するよう努めるものとする**。
- 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、**支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない**。→ ※違反した場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される